

令和7年度公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社青少年健全育成事業
「おんたけこども村キャンプ」の実施に係る輸送業務委託仕様書

この仕様書は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「公社」という。）が、青少年の健全育成を図るため実施する「おんたけこども村キャンプ」（以下「事業」という。）の一部を委託するにあたり、業務の内容及び履行方法を定めることを目的とする。

1 業務委託の範囲

事業実施に係る旅客輸送業務

2 事業実施場所

長野県木曾郡王滝村3159番地25
名古屋市民おんたけ休暇村キャンプ場

3 業務委託期間

令和7年8月1日から令和7年8月26日まで

4 旅客輸送

輸送区間は、名古屋城正門前バス駐車場と名古屋市民おんたけ休暇村キャンプ場（以下「休暇村キャンプ場」という。）の間とし、事業参加者、引率者及びキャンプカウンセラーを輸送する。

(1) 貸切バスの手配

- ・事業の申込期間は、令和7年5月9日（金）～令和7年6月10日（火）とし、その後各コースの抽選を行い定員に満たない場合は取り止めとする。
- ・使用するバス会社名及びバスの乗車可能人員を事前に公社と打ち合わせる。
- ・事業の募集定員は、Aコースが32名、Bコースが36名、Cコースが36名とし、最少催行人員を15名とする。
- ・複数の運行がある日は、同一のバス会社の車両を使用する。
- ・使用する車両は、一般貸切旅客自動車（大型53人乗り以上）とし、サービス機能については、各車両同様とする。

(2) 運行経路

基本的な運行経路は下記のとおりとする。ただし、自然災害や交通事故等非常時の運行経路を事前に調査し、公社と打合せの上、決定すること。

- ・往路 名古屋城正門前バス駐車場→丸の内入口（名古屋高速）→小牧IC（名神高速道路）→小牧JCT（中央自動車道）→屏風山PA（休憩）→中津川IC→（国道19号）→道の駅木曾福島（休憩）→木曾町元橋→王滝村→名古屋市民おんたけ休暇村セントラル・ロッジ（昼食）→休暇村キャンプ場
- ・復路 休暇村キャンプ場→王滝村→木曾町元橋→道の駅木曾福島（休憩）→（国道19号）→中津川IC（中央自動車道）→屏風山PA（休憩）→小牧JCT（名神高速道路）→小牧IC→黒川出口（名古屋高速）→名古屋城正門前バス駐車場

- ・運行経路を変更する時は、事前に公社の了解を得る。

(3) 配車時間及び運行時間

- ・配車時刻は、出発時刻の30分前までとし、指定の駐車場所に配車する。

- ・出発時刻（往路）名古屋城正門前バス駐車場出発時刻 午前8時30分

- （復路）休暇村キャンプ場出発時刻 午後1時30分

- ・名古屋城正門前バス駐車場と休暇村キャンプ場間の運行は、余裕のある時間をもって行えるように配慮する。

- ・車両運行の行程中に休憩を2回とる。

(4) 乗務員

- ・安全運転を最優先とする。

- ・ガイドを添乗させる。

- ・事業参加者やキャンプカウンセラーに対する言動は、教育的配慮をする。

- ・休暇村キャンプ場内での休憩は、公社職員の指示に従う。

- ・運行経路を事前に調査する。

(5) 名古屋城正門前バス駐車場での送り迎えの対応

- ・名古屋出発時には、当日出発するコースごとの案内看板（B4サイズ程度の横書きコース名が掲示できるもので、高さ180cm～200cm程度で自立式のものを業務受託者が準備する。）を集合場所に設置して事業参加者を案内し、バス出発後に撤収する。

- ・名古屋出発時及び到着時には、引率者及び乗務員とは別に対応者を1名指定場所に配置し、バスの配車確認、参加者確認及び誘導、保護者への対応等の業務を引率者及びキャンプカウンセラーと協力して行う。また、到着時刻が遅れそうな場合には予定時刻に集まった保護者に対し状況説明を行うとともに、解散式後においても参加者全員の保護者が迎えに来るまで対応する。

- ・事前に公社からバンダナ、救急箱、バス酔いセット、事業参加者名簿等を受け取り、出発時に名古屋城正門前バス駐車場でコース名を掲示し、救急箱及びバス酔いセットをバスに積み込み、バンダナをキャンプカウンセラーに渡す。復路到着時には救急箱、バス酔いセットを回収する。

- ・名古屋出発時には業者がバスにお菓子を積み込むので、数量確認を行い、伝票を受領する。

- ・忘れ物の問い合わせに対応する。

(6) バス引率業務

原則として旅行会社社員が添乗し引率するものとする。

ア 往路

- ・参加者の当日キャンセル等を休暇村キャンプ場に確認する。

- ・キャンプカウンセラー責任者と休憩場所等の打ち合わせを行う。

- ・乗車するキャンプカウンセラー名を確認する。

- ・受付をキャンプカウンセラーと協力して行い、参加者にバンダナを渡す。

- ・時間までに来ない参加者へ連絡をとる。

- ・参加者受付後出発式を行い、参加者、保護者へ挨拶をする。

- ・参加者をバスへ誘導する。

- ・乗務員と休憩場所の確認を行う。
- ・救急箱、バス酔いセットを確認する。
- ・出発時間を休暇村キャンプ場に連絡する。
- ・休憩場所ごと到着時に出発時間を休暇村キャンプ場に連絡する。
- ・道路が渋滞等により大幅な遅れが予想される場合は、休暇村キャンプ場に連絡する。
- ・休憩後の発車時には号車ごとに人数確認を行う。

イ 復路

- ・休暇村キャンプ場で名簿を受け取り、けが人や病人等がいる場合には、氏名、容態を確認する。
- ・乗務員と休憩場所の確認をする。
- ・出発時間を名古屋市コールセンターに連絡する。
- ・乗車するキャンプカウンセラー名を確認する。
- ・屏風山P A休憩時に出発時間を休暇村キャンプ場及び名古屋市コールセンターに連絡する。
- ・休憩後の発車時には号車ごとに人数確認を行う。
- ・交通渋滞等により、大幅に遅れが予想される場合には、休暇村キャンプ場、名古屋城正門前駐車場への出迎え対応者、名古屋市コールセンターに連絡する。
- ・降車場所は名古屋城正門前バス駐車場とする。
- ・到着後、名古屋市コールセンターに連絡する。
- ・参加者に荷物をもたせて駐車場付近の広場に誘導し、解散式を行う。
- ・解散式で参加者、保護者に挨拶をする。
- ・キャンプ中にけがや病気になった参加者の保護者に状況説明をする。
- ・解散後、保護者が迎えにきていない参加者がいないか確認し、迎えに来ていない場合は来るまで待ち、参加者が全員帰った後で休暇村キャンプ場に連絡する。

5 配車計画

別紙-1「令和7年度バス配車予定表」をもとに配車計画を提出し、公社の了解を得ること。

6 委託金額

委託金額には、バス代、駐車場代、有料道路通行料、送迎担当者、添乗員費用を含め、別紙-2「令和6年度バス運行実績表」をもとに、参加者1人あたり往復路の金額相当額とする。なお、参加者の都合により往復どちらかを乗車しない場合も同額とする。また、参加者のキャンセルは14日前から8日まで20%に相当する額、7日前から前日まで30%に相当する額、当日50%に相当する額としキャンセル料金を設定する。

7 違約料

公社の都合により運送契約を解除するときは、別紙-3「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条第1項」に基づき、違約料(キャンセル料)は、公社の負担とする。

8 その他

- ・トイレ休憩は、「屏風山PA」と「道の駅木曾福島」とする。ただし、参加者の身体上の都合又は交通事情で休憩を依頼した場合には柔軟に対応すること。
 - ・休憩場所では、事業参加者が交通事故にあわないよう誘導するなど十分な配慮を行うこと。
 - ・荷物の積み下ろしの際は、荷物を投げたりしないよう、丁寧に扱うこと。
 - ・休暇村セントラル・ロッジ到着後、キャンプ場へのバスの移動は午後1時とする。
- なお、交通渋滞等により到着時間が大幅に遅れた場合や雨天の場合は、事業参加者を昼食後にキャンプ場へ送ること。
- ・復路運行のみの場合、一旦休暇村セントラル・ロッジに立ち寄り、キャンプ場の状況を確認後、配車すること。

特 記 仕 様 書

(発注者の解除権)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(4) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。